

平成 27 年 11 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号
平和不動産リート投資法人
代表者名 執行役員 東原 正明
(コード番号：8966)

資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 隆也
問合せ先 企画財務部長 伊藤 真也
TEL. 03-3669-8771

負ののれんの活用方針について

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、「投資法人の計算に関する規則」（以下「計算規則」といいます。）及び一般社団法人投資信託協会の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正に伴い、負ののれんの処理に関する方針を以下の通り決定しましたので、お知らせ致します。

記

1. 改正の内容

貸借対照表上の任意積立金及び当期末処分利益のうち、改正前の計算規則により負ののれん発生益に細分された金額がある投資法人は、平成 29 年 3 月末日までの間に終了するいずれかの営業期間に係る金銭の分配に係る計算書において、当該負ののれん発生益の金額を「一時差異等調整積立金」に振り替えた上で、振り替えを行った営業期間の翌営業期間以降、一定期間内（最長 50 年）に每期均等額以上の取崩しをすることが必要とされています。

2. 本投資法人の方針

上記の改正を受けて、本投資法人では、第 28 期（平成 27 年 11 月期）に係る金銭の分配に係る計算書において、負ののれん発生益による内部留保の残額（約 2,497 百万円）を「一時差異等調整積立金」に振り替え、本投資法人の現時点における収益状況から将来のキャッシュフロー等を勘案した上で、第 29 期（平成 28 年 5 月期）以降、当該積立金の範囲内で、每期 1 口当たり 40 円を分配金に上乘せするため取崩しを行うことを本日開催の本投資法人役員会において決定しました。

なお、従来からの負ののれんの充当方針であった、一時的な損失、突発的な費用支出、戦略的な修繕費用支出等が生じた際には、安定的な分配を目的として、上記金額に上積みして取崩しを行う事も検討致します。

(注) 本日開催の本投資法人役員会において決定した方針によるものです。かかる方針は今後本投資法人役員会の決議等により変更される可能性があり、将来の一時差異等調整積立金の取崩しを保証するものではありません。

以 上

- * 資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.heiwa-re.co.jp/>